

令和7年度第1回春日井市一体的就労支援事業運営協議会議事録

- 1 開催日時 令和8年3月11日（水） 午前10時～午前11時
- 2 開催場所 春日井市役所10階 1006会議室
- 3 出席者
 - 会長 長坂 匡哲（春日井市健康福祉部地域共生推進課 課長）
 - 委員 松永 潤一（連合愛知尾張中地域協議会 副代表）
 - 新谷 吉見（愛知労働局職業安定部職業対策課 課長補佐）
 - 大場 貴枝（春日井公共職業安定所 次長）
 - 原 雅恵（春日井公共職業安定所 統括職業指導官）
 - 神戸 健志（春日井市健康福祉部生活支援課 課長）
 - 平尾 博美（春日井市こども未来部こども家庭支援課 課長）
 - 事務局 西尾 直人（春日井市健康福祉部生活支援課 課長補佐）
 - 井上 卓也（春日井市健康福祉部生活支援課 主査）
 - 岩倉 完吉（春日井市健康福祉部生活支援課 主任）

4 議題

- (1) 令和7年度春日井市一体的就労支援事業の評価について
- (2) 令和8年度春日井市一体的就労支援事業計画について
- (3) その他

5 会議資料

- 資料1 令和7年度春日井市一体的就労支援事業報告
- 資料2 令和8年度春日井市一体的就労支援事業計画（案）
- 資料3 春日井市一体的就労支援事業運営協議会規則

6 議事内容

- (1) 令和7年度春日井市一体的就労支援事業の評価について

【事務局（井上主査）】

議題（1）について、資料1に基づき説明。

説明に対する質問、意見はあるか。

【松永委員】

令和7年度の実績において住居確保給付金の支援対象者が0人となっているが、対象者が全くいなかったのか、支援につながらない要因があったのか。

【事務局（井上主査）】

令和7年度住居確保給付金の対象者数の実績が0人であるのは間違いない。一方で、令和7年度住居確保給付金の就職者数が2人であることについては、令和6年度に支援対象者となった方が、令和7年度になってから就職をしたためである。

【事務局（西尾課長補佐）】

住居確保給付金については、制度上滞納分の家賃の支援はできず、また、家賃が高額である場合は支給上限額までしか支援ができないこと等の理由により、生活保護で生活の立て直しを図る方が増加し、住居確保給付金の制度自体の申込者が減少していることが対象者数の減少に影響していると考えられる。

【長坂委員】

他の委員から質問、意見はあるか。

【平尾委員】

児童扶養手当の現況届が令和7年度から郵送による提出を推奨する方針となっており、窓口で実際に本人と面談をする機会が減少している。そのため、令和7年度児童扶養手当受給者の支援対象者数の減少にも影響が出ていると思われる。

また、相談内容として新型コロナウイルス蔓延後、転職希望者や増収希望者が増加しているように感じられる。そうした方は現状就労しているため時間的な制限があり、事業利用につながるまで時間を要すると思われる。中には、インターネットを活用して自分で求職活動をしたほうが効率が良いと考える方も多いのではないか。

【長坂委員】

ハローワークとしてはどう考えるか。

【大場委員】

ハローワークとしてはオンラインでの相談も行っているが、希望者は多くない。インターネット環境が普及しているものの、依然として対面での相談を希望される方は多いと考えている。

【長坂委員】

労働局としてはどう考えるか。

【新谷委員】

児童扶養手当の現況届については、他市町村でも郵送が中心となっているところや電子申請に移行しているところも増えており、対象者が窓口に来所することが減少していると聞いている。しかし、そうした状況の中でも窓口に来所される方は一定数いるため、対面での良さを活かして事業につなげていただくとありがたい。

また、児童扶養手当受給者の方は子どもの生活にも影響が出るため就労意欲が高い方が多いのではないか。ハローワークとしては求人票に記載されている条件にとらわれず、ナビゲーターが条件緩和を企業と調整するなど、対象者の状況に合わせた求職活動ができるように配慮していきたい。

【長坂委員】

各委員の意見にもあったように、現場では対面の良さを実感しているように思われる。求人票に掲載されている条件を緩和するといった対応は、正に対面での良さを体現しているのではないか。

【神戸委員】

ハローワークのナビゲーターからは、新型コロナウイルス蔓延前後で求職者の意欲に変化があると聞いている。新型コロナウイルス蔓延後は、国の給付措置の影響か求職意欲の低い方が増加しているとのことである。

【長坂委員】

求職者の意欲の変化という点で、平尾委員から転職希望者が増加しているという意見があったが、希望する業種等の傾向はあるか。

【平尾委員】

分析はできていないが、新型コロナウイルス蔓延時のニュースにもあったように飲食業への影響が大きかったことから、飲食業は避ける傾向はあると思われる。逆に、在宅ワークを希望する方は増加していると感じる。新型コロナウイルスの蔓延により多様な場所での働き方が周知されるようになり、選択肢が広がっているのではないか。

【長坂委員】

労働者の意識や労働環境について、新型コロナウイルス蔓延前後での変化があるか、松永委員の意見を伺いたい。

【松永委員】

製造業であるため、工場内でのソーシャルディスタンスを確保している。

労働者の意識という点では、肌感覚として転職を希望される方は増加しているように感じる。また、労働者のメンタルヘルス対策が重要になっていると考えている。

【長坂委員】

他の委員から意見、質問はあるか。

【事務局（西尾課長補佐）】

支援対象者の中には体調を整えて就職はしたものの定着せずに短期間で退職してしまったり、就労初日から出勤できない方もいる。就労支援事業は対象者が就職した時点で支援期間が終了となるが、就労により期間終了となった対象者が短期間のうちに再利用となる場合もある。

実際に、就職した方がすぐに休職や退職となってしまうことが増加しているのか、松永委員の意見を伺いたい。

【松永委員】

具体的な数字はないが、精神的な理由で休職をしたり、部署を変えてほしいと訴える方は増加していると感じる。産業医との面談を行ったり本人の希望に合わせて部署を変えたりするといった対応はしているものの、職場復帰できても結局また短期間で休職することもある。

【事務局（西尾課長補佐）】

支援対象者の方が心身ともに健康で就労し生活保護の支援なく自立した生活を送ることができるよう、就職者数を増やすことからもう一步先を見て、定着支援にも目を向けていく必要があると考える。

【長坂委員】

就職者の定着支援やメンタルヘルスについては公的な支援があるのか、ハローワークの意見を伺いたい。

【新谷委員】

現状では定着支援はない。生活保護受給者の方が就労する際は雇用主に対する助成金があるが、これは支援対象者が雇用主側に生活保護受給者であることを開示する必要がある。生活保護受給者の方の中には開示することを避けたいという方も多く、開示しないと雇用主は分からないため、結果として課題を抱えた支援対象者が就職しても定着できないということにつながる可能性がある。

【大場委員】

ハローワークの担当職員の中には、求職者が就労する際に就職後もいつでも相談してもよいと声をかけていることがあるようだが、枠組みとしての定着支援がないため、ハローワークから連絡を取ることは難しい。

障がい者手帳を所持しており障がい者雇用で求職活動を行う際は、雇用主に情報を開示するとともに、就職後の情報共有を行う場合はある。

【新谷委員】

最終的には本人が情報開示を希望するかどうか重要である。生活保護受給者の方でも障がい者手帳がある方でも、本人が開示することに同意しなければ雇用主に伝えることはできない。一方で、開示してくれれば配慮を検討することができたという雇用主が少なからずいると思われる。

【長坂委員】

児童扶養手当受給者の方は情報開示をする場合が多いのか。

【平尾委員】

ひとり親であることを理由に相談につながるケースが多いため、情報開示に

対する拒否感は少ないと思われる。

一方で、就労意欲はあるものの、配偶者と別居中や実家で親族と同居している場合など、児童扶養手当の受給対象にならない方や、DVで避難している方など就労支援事業の対象にならない方もいる。こうした方は、直接ハローワークの本庁を利用したほうがよいのか。

【大場委員】

ハローワークにはマザーズコーナーもあるため、ぜひ利用していただきたい。

(2) 令和8年度春日井市一体的就労支援事業計画について

【事務局（井上主査）】

議題（2）について、資料2に基づき説明。

【長坂委員】

説明に対する質問、意見等はあるか。

【事務局（西尾課長補佐）】

就職率の数値目標を労働局と相談の上設定しているが、毎年度数値は増加している。雇用情勢に大きな変化がない中、このまま就職率の数値目標は増加していくのか。

【新谷委員】

全国的に見ても、令和5年度以降の就職率の実績は増加しており、今年度の実績については70パーセントを超えることはほぼ間違いないと思われる。実績が一定の基準を満たさないと事業の改善計画を行うが、基準を満たさない状況が2年継続すると事業撤退になってしまうため、事業継続のためにも就職率の数値目標は全国的な傾向や実績に合わせて今後も増加させる必要がある。現場の負担は承知しているが、ぜひご協力をお願いしたい。

【長坂委員】

春日井市では支援対象者数及び就職率の実績が目標を上回っているが、ナビゲーターが2人から3人になることはないのか。

【新谷委員】

配置するナビゲーターの人数はその市町村の世帯数によって決まるため、春日井市の世帯数が大きく増加しない限りはナビゲーターの人数は変わらない。

支援対象者数と就職率はバランスが難しく、支援対象者数を増やしても就職率に反映されない場合もある。

【大場委員】

支援対象者の中には就労意欲があるものの体調や生活状況が整っておらず、就職に結びつかない場合もあるのではないのか。

【新谷委員】

就職に結びつくためには支援対象者の状況や背景を把握することは重要である。西尾課長補佐が述べていたように就職後の定着という視点で考えると、支援対象者と職場のミスマッチがないようにしなければならない。

【事務局（西尾課長補佐）】

これまでは生活保護受給者になってから担当のケースワーカーが本人と話をした上で就労支援事業につながるケースが多かったが、面接相談を行う職員が就労支援員を兼務することで、早期に就職できる可能性がある対象者をスムーズに就労支援事業につなげることができている。また、生活保護申請に至らなくても生活困窮者支援の担当者と連携することで、生活困窮者支援から就労支援事業につながるケースもある。

一方で、離職して間もない方については、早期の就職につながりやすいと考えられる反面、離職理由、例えば健康上の理由で離職された方などは、就職活動に入る前段階での支援が必要であると思われる。地域共生推進課ではこうした就職活動の前段階にある方に対する支援も行っているため、就職活動を行うための準備を整えた状態で就労支援事業につなげるほうが、結果として就職に結びつく可能性は高まると考える。

7 その他

上記のとおり、令和7年度春日井市一体的就労支援事業運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び指定された委員が署名する。

令和8年5月1日

署名人 長坂 匡哲
(会長)

署名人 松永 潤一

署名人 神戸 健志